

○国家公安委員会告示第十四号

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和五年内閣府令第十七号）附則第二項の規定に基づき、型式認定番号標に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを次のように定める。

令和五年三月十七日

国家公安委員会委員長 谷 公一

特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示（令和四年国土交通省告示第千二百九十四号）第六條第二項に規定する表示

附 則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。